

金融危機後の米国金融規制および監督の取組み¹⁾

—FDIC (米国連邦預金保険公社) を例に—

鈴木 誠

要 旨

本論文は、米国の連邦預金保険公社 (以下, FDIC) における主要業務となる、保険業務, 管財業務, 規制・監督業務のうちで規制および監督業務に焦点を当て、米国金融危機 (リーマンショック) 後の米国金融市場の安定化の枠組み作りの経過を観察したものである。

FDIC の規制および監督は概ねバーゼル規制に起因する部分と国内要因に起因する部分とに区分することができる。特に、金融危機以前はこれらの両者はある意味で独自のポリシーに基づいていた。しかし、金融危機が生じると、金融破綻を事前に予防する目的のバーゼル規制は後手に回り、米国内での規制、監督、そして金融再生の制度設計が優先することとなった。さらに、金融危機後の恒久的な施策においては、バーゼルⅢにおける予防的な措置とドッド-フランク法の規制する内容には同じ方向性を見ることができる。

バーゼルⅢでは金融機関およびノンバンク金融会社における倒産リスクを計数化し、必要とされる自己資本を常に確認するだけでなく、リスク基準の最低自己資本に加えて Tier 1 自己資本に特定されたバッファーを加えて保持しない場合は、銀行グループの資本配分と特定の変動賞与支払いに制限を設けるようにするなどペナルティーを導入した。

一方、ドッド-フランク法およびボルカールールでは、金融安定化と金融機関の破綻処理、そして金融業務の規制が中心とされる。金融安定化のために金融安定化評議会が設置され縦割り行政の問題を解消する措置がとられ、同法第Ⅱ編では FDIC による金融会社の破綻処理が定められている。ボルカールールは IDI (保険加入金融機関) を対象として自己勘定取引の禁止やヘジファンド・プライベートエクイティへの出資を禁止した。こうしたバーゼルⅢとドッド-フランク法・ボルカールールの導入により、金融危機の芽を摘むと同時に、仮に危機が生じた場合においては、自らの Living will によって破綻処理を行うことが求め

られるようになったのである。

Keywords: FDIC, 金融危機, バーゼル規制, ボルカールール, ドットーフラ
ンク法

目 次

- I. はじめに
- II. バーゼル規制
 - 1. 先進的手法に関する取組み
 - 2. バーゼルⅡの標準的手法に関する取組み
- III. 自己資本に関する規制制定と指針
 - 1. 規制上の自己資本-先進的手法によるリスク基準の資本規則の対象となる銀行グループに適用される修正案
 - 2. 特定銀行持ち株会社とその子会社の保険加入金融機関に対する補足的レバレッジ比率基準の強化
 - 3. 自己資本に関する最終規則に基づく規制上の報告
 - 4. 改定自己資本規則
- IV. 大規模複合金融機関ならびに複合金融機関
 - 1. FDICの複合金融機関(CFI)プログラム
 - 2. 複合金融機関室の活動
 - 3. システミックリスク上重要な金融機関に関するリスクモニタリング活動
- V. リスク変化への対応
 - 1. リスク管理
 - 2. 法令等遵守検査
 - 3. 流動性に関する規則制定
- VI. ドットーフラック法とボルカールール
 - 1. ドットーフラック法とボルカールール概説
 - 2. 金融安定化評議会(FSOC)
 - 3. 事前リスクの抑制と対策
- VII. 結語

I. はじめに

米国連邦預金保険公社(以下、FDIC)は主として預金者にセーフティーネットを提供している。すなわち、預金を受け入れる金融機関において、経営不振に陥り、預金払い戻しが不可能となった場合、当該銀行に代わり、預金者への預金払い戻し業務を行いというものである。こうしたセーフティーネットの提供は、わが国の預金保険機構においても見ることが出来る。しかし、わが国の預金保険機構と比較してFDICの業務範囲は広く、金融業界における規制および監督も実施する主体で、米国の金融シ

ステムにおける安定性と国民の金融に対する信頼性を担保する重要な役割を担っている。

具体的にはFDICの監督プログラムはFDIC監督下のIDI(保険加入金融機関)の安全性及び健全性を促進し、消費者の権利を保護している。FDICの年次報告書によれば、FDICの強力な銀行検査プログラムはFDICの監督業務の中核となっている。FDICはリスク管理(安全性、健全性)検査、消費者法令遵守検査、およびその他の特別検査によって、金融機関の業務状況、経営上の慣行や方針、適用法・規則の遵守を監督している。

FDICのホームページにおけるKey Statisticsによれば、図表1のようにFDICが

図表1 米国における金融規制機関の監督対象とその規模

	FDIC	OCC	FRB	合計
銀行数	3,332	904	784	5,020
(全資産, Mil\$)	2,434,688	10,800,821	2,557,950	15,793,459
(預金額, Mil\$)	1,946,426	8,148,435	2,059,554	12,154,415
貯蓄機関数	382	362	38	782
(全資産, Mil\$)	385,550	759,955	26,100	1,171,605
(預金額, Mil\$)	292,039	616,058	20,675	928,772
全銀行・貯蓄機関数	3,714	1,266	822	5,802
外銀米国支店数				10

[出所] FDIC Key Statistics FDIC Insured Institutions as of 6/22/2017

第一義的監督権限を有する州法銀行は3,332行と米国の国法・州法銀行の66%を占めている。ただし、州法銀行を監督対象としていることから銀行の資産規模や預金規模は国法銀行やFRBに加盟する州法銀行や銀行持ち株会社に比較して、相対的に小さい。米国の普通銀行の資産総額に占める割合は15.7%、預金総額に占める割合は16%に過ぎない。また、貯蓄機関については、382機関でOCC（通貨監督庁）やFRBに監督される連邦免許貯蓄機関や貯蓄機関持株会社を含めた総数782社のほぼ半数に及ぶ。ただし、FDICが監督する州免許貯蓄機関の場合、監督対象銀行同様に小規模であるため、監督貯蓄機関の資産総額は全体の33%、預金総額は31%と3割程度に過ぎない。なお、2017年6月21日現在、FDICによる保険加入機関数はこれら国内銀行と国内貯蓄機関の合計5,802機関に外国銀行の米国内支店10行を加えた5,812機関である。

本論文は、金融危機（リーマンショック）後のFDICによる金融規制および監督について、特に、金融市場の混乱を收拾し、復興のために、どのように対応を図っていったかをできるだけ時を追って観察することを目的としている。金融危機が最悪の時期から脱する見通しが

立つと、金融機関に対する規制や対応も暫定的な措置から恒久的なものへと枠組みの再構築が行われることとなった。ボルカールールに代表されるドッド・フランク法はつとに有名であるが、本規則は金融混乱の直後であったこともあり、銀行の勝手な振る舞いをどのように抑え込むかを念頭に制度が作られている。さらに、こうした金融規制強化の流れは、米国内に留まらずバーゼル規制を通して全世界の金融機関に影響を与えることとなった。

本論文の構成は以下のようである。第I章はFDICと本論文の概要を示している。第II章では、金融危機後のバーゼル規制との関連について述べる、第III章では米国における自己資本規制の制定とその指針について取り上げる、第IV章は大規模複合金融機関や複合金融機関に関する取組みを、第V章は金融システムの安定を図るためのリスクへの対応について述べる、第VI章はドッド・フランク法とボルカールールの制定とFDICによる実務対応を取り上げる。最後の第VII章は結語である。

図表2 米国の金融を取り巻く出来事と規制・監督の流れ

	区分	金融に関する出来事	米国内		国際連携（バーゼル、FSB等）
			FDIC関連	政府	
1988年	金融危機前				バーゼルⅠ（BIS）発効
1996年 1999年 2005年				グラムリーチープライリー法	バーゼルⅠ改訂
2006年			大規模銀行監督課と国際大規模銀行政策課の設置 リスク管理合同調査チーム JET設置	金融サービス規制緩和法	
2007年		ベアスターズ傘下のヘッジファンドに対して、資金支援を発表			
		サブプライムローン商品価格付け引下げ	住宅ローンの借り手との協調に関する声明の発出	信用保証を柱としたサブプライムローン問題への対策が公表される	バーゼルⅡ発効
		カンントリーワイドの救済策としてバンカメは優先株で出資	サブプライム住宅ローンに関する声明の発出		
		BNPパリバ傘下ファンド解約停止		サブプライムモーゲージの借り手を対象とした5年間の金利凍結案を発表	
2008年		ノーザンロック（英）経営破綻 モノライン保険会社格付け引下げ カーギルキャピタル破綻 ベアスターズ破綻し、JPモルガン救済 ノーザンロック（英）国有化		不良資産救済プログラム（TARP）の導入	Financial Stability Forumによる報告書公表 「市場と制度の強靱性に関する報告書」
		リーマンブラザーズ破綻 メリルリンチ、バンカメにより買収される ゴールドマン、モルガンスタンレー銀行持ち株会社に転じ、FRBによる監督下に入る ワシントンミュージアム破綻 ウエルズファーゴ、ワコビア買収	新リスク準拠保険料発効	ファニーメイとフレディマック救済発表 金融安定化法案可決 AIGに最大850億ドルの融資実施を発表 公的資金注入を柱とする金融安定化策を発表	バーゼル銀行監督委員会「健全な流動性リスク管理と監督のための諸原則」を公表、監督カレッジの設置
2009年		金融危機	官民投資プログラム（PPIP）発表 各種の指針の発表 FRBがストレステストの実施 バーゼル規則に対応した規則改定の実施	G20サミットにより討議 第2次金融安定化策を発表 金融規制改革案公表 TARPの延長を公表	FSFは危機管理における国際連携に関する原則を発表
		バンカメ、公的資金全額返済 ウエルズファーゴが公的資金全額返済	TARPの延長を公表 サミットにてTo Big too Failの検討がFSBに諮問された	バーゼルⅡ強化策公表（BIS2.5）	
2010年	金融危機後		法定準備金比率引き上げ 預金保険料徴収基準の変更 大規模銀行保険料システムに対する変更 複合金融機関室の設置 SIFIに特定した破綻処理計画策定 破綻処理計画の事前準備（生前遺言）の導入 ドッド・フランク法に基づく、無利息の決済口座への無制限填補終了	ボルカールール発表 ドッド・フランク法	バーゼルⅢ公表
2011年					

〔出所〕 FDIC 年報等各種データより著作作成

II. バーゼル規制（自己資本比率規制）

金融危機の原因は米国にあるが、その影響は全世界に波及していく。今回の出来事を教訓として、将来の金融危機の波及をいかに食い止めるか、この鍵となるのは金融規制当局間の協力

体制となる。FDICなどの金融規制当局はバーゼル銀行監督委員会や英国をはじめとする規制機関と緊密な連絡を取り、恒久的な対策を協議した。

具体的にはFDICは、中央銀行総裁・監督当局長官グループ、BCBS（バーゼル銀行監督委員会）との会合を持ち、支援するワーク・ストリーム検討チームや特別委員会、及びバーゼル

銀行監督委員会の下部組織である政策企画部会に参画した。これらはBCBSによるバーゼルⅢの実施を調整する作業や新たなレバレッジ比率と流動性基準を監視する作業、カウンターパーティーの信用リスクやグローバルにシステミックリスク上重要な銀行(G-SIB)の課徴金の判定に対する取組みを完了する作業に対処するものだった。BCBSは2010年12月に自己資本および流動性改革の最終版を公表し、併せて、強化された自己資本要件、流動性要件に移行する上での定量的な影響の包括的調査結果とマクロ経済への影響に対する評価結果を公表した。これらの自己資本と流動性における改革を加え、FDICはBCBSにおける「監視基準、報酬、監督関係者グループ、オペレーションリスク、会計の一貫性、コーポレートガバナンス」に関する構想に参加した。以下はそのうちの2012年6月に公示されたFDICの規制および監督に関する一例である。

1. 先進的手法に関する取組み

この取組みは先進的手法によるリスク基準の自己資本規制をバーゼルⅢやその他のバーゼル委員会の自己資本比率基準の変更に適合させるように修正するものである。また、先進的手法によるリスク基準の自己資本規制をドッド・フランク法第939A条および第171条にも適合させるよう修正した。加えて、通貨監督局(OCC)とFDICは市場リスク自己資本規制が連邦および州の貯蓄組合にも適用されることを提案し、連邦準備制度理事会は米国内に所在する最上層の貯蓄貸付組合持ち株会社についても、トレーディング活動があらかじめ定められた閾値に達している場合、先進的手法と市場リスク自己資本規制を適用することを提案した。通常、先進

的手法の規則は連結総資産が2,500億ドル以上の金融機関、ないし、海外エクスポージャーが100億ドル以上の金融機関に対して適用されるが、市場リスク自己資本規制はトレーディング活動が著しい貯蓄貸付組合持ち株会社に対して適用することとした。

2. バーゼルⅡの標準的手法に関する取組み

この規則はリスク感応度を高め、過去数年に明らかとなった弱点に対処するため、リスクウエイト付けした資産を算定するための諸規則を修正し、調和させるものである。この取組みでは、ドッド・フランク法第939A条と見合った信用格付の代替策も提案している。この修正には住宅ローン資産のリスクウエイト付け、証券化エクスポージャーおよびカウンターパーティーの信用リスクを測定する手法が含まれる。また、総資産500億ドル以上の国内銀行グループに適用される開示要件を導入することになった。

Ⅲ. 自己資本に関する規則制定と指針

従来、自己資本規制はバーゼル規制を基として米国内での基準が制定され、適用されてきた。しかし、今般の金融危機においては、米国内金融機関の自己資本規制の枠組みの策定を進めつつ、バーゼル規制との調和を図る政策当局の努力が随所に垣間見られる。以下は、当時、米国内金融機関向けに発出された規制と指針である。

1. 規制上の自己資本—先進的手法によるリスク基準の資本規則の対象となる銀行グループに適用される修正案

2014年11月、連邦銀行規制機関は先進的手法の枠組みの使用に関し、米国の自己資本規制の国際基準と整合性を強化するために、先進的手法によるリスク基準の自己資本規則に関するいくつかの技術的修正について規則制定案を発出した。

2. 特定銀行持ち株会社とその子会社の保険加入金融機関に対する補足的レバレッジ比率基準の強化

連邦銀行規制機関は2014年4月、最大規模かつシステムリスク上、最も重要な銀行グループとその子会社の保険加入金融機関（IDI）に対し、補足的レバレッジ要件を引き上げる最終規則を発出した。新たな要件が適用されるのは最上層のBHC（銀行持ち株会社）における連結総資産7,000億ドル以上のもの、ないし、親会社の支配下にある資産が10兆ドル以上のものと、これら銀行持ち株会社の子会社IDI（以下、対象IDIという）すべてからなる。対象IDIに対しては、規則は早期是正措置に関する資本充実の閾値として、6%の補足的レバレッジ比率を設定した。対象BHCに対しては、規則は全体のレバレッジエクスポージャー合計の2%相当のTier 1自己資本からなる資本保全バッファを設定した。したがって、これらBHCが資本配分における制限を回避するためには5%の補足的レバレッジ比率を維持する必要がある。これらの水準はバーゼルⅢの要件である先進的手法の銀行グループすべてに適用される3%の補足的レバレッジ比率を上回ったも

のとなっている。

3. 自己資本に関する最終規則に基づく規制上の報告

2014年3月、FDICと他の連邦銀行規制機関は「連結収支・財務報告書（コールレポート）」改訂の第1段階を実施した。すなわち、規制上の自己資本明細表の一部である規制上の自己資本の構成要素と比率をバーゼルⅢで改訂された規制上の自己資本の定義と一致させる目的である。規制機関はまた、先進的手法による規制上の自己資本規則への変更を実施するため、対象となる金融機関についての「規則上の自己資本規則への変更を実施するため、先進的手法の金融機関検査協議会101報告書」を改訂した。これらの規制上の自己資本報告の変更は先進的手法による金融機関の報告日である2014年3月末日に発効した。コールレポートの改定は2015年3月31日報告から、その他すべての金融機関に適用されるようになった。

2014年9月、FDICと他の連邦銀行規制機関は「規制上の自己資本に関する連邦金融機関検査協議会102市場リスクに関する規制上の報告書」案を発出した。この新しい四半期報告書はバーゼルⅢの市場リスク自己資本規則の対象となる一定数の金融機関からこれらの規則の下での市場リスクの測定方法や計測方法について重要な情報を収集し、報告される。この報告は行政管理予算局によって認可され、2015年3月31日報告分から発効した。

4. 改定自己資本規則

2015年1月、バーゼルⅢの国際自己資本基準を全般的に実施し、信用力の基準として外部の信用格付けを参照することの禁止に対処する改

定自己資本規則がコミュニティー銀行に発効された。FDIC およびその他の連邦銀行規制機関は、規制上の報告の最終化、規則への技術的な修正、および2015年を通じた指針の発出を含む、改定自己資本規則実施のために努力を続けた。

IV. 大規模複合金融機関および複合金融機関

米国における金融行政を所管する金融機関の分類は法律に基づいて縦割りとなっている。しかし、法律の制定時より時代が進み取り扱う金融商品が変化することや規制緩和の影響などにより、所管する行政機関では十分な金融機関の行動の監視が困難となる。そこで、金融システムに大きな影響を及ぼす金融機関に対応した行政プログラムや組織が設置された。

1. FDIC の複合金融機関 (CFI) プログラム

FDIC の複合金融機関 (CFI) プログラムは大規模／複合的な被保険金融機関の監督、保険、および破綻処理の可能性に関わる特有の課題に対応している。これらの金融機関は銀行業界の資産のかなりの部分を占めているため、そこにおけるリスクを分析し、対応する能力は極めて重要である。このプログラムは大規模銀行の監督に対して一貫した取組みを提供し、個別基準および相対基準での金融機関のリスク分析を可能とし、この結果、発見されたリスクに対して速やかに対応することが可能となった。

プログラムは当初 FDIC 理事会によって指定され8つの大規模複合金融機関のリスク評価と流動性を監視するもので、FDIC はオンサイト

の現場駐在員を増加させて対応した。標準化された流動性手順、および報告手順は大規模かつ問題ある金融機関に現在も適用されている。現場での監視活動は総資産50億ドル以上を持つ危険度の高い銀行に対して実施され、毎週報告を求めることにより強化されている。

2. 複合金融機関室の活動

ドッド-フランク法により最大規模のシステムリスク上重要な金融機関におけるリスク評価に関して FDIC の責任において実施する目的で2010年複合金融機関室 (OCFI) が設置された。OCFI は大規模なシステムリスク上重要な金融機関 (SIFI) の監督、監視に責任を持つ。具体的には資産1,000億ドル超のすべての IDI と銀行持ち株会社、および金融安定化評議会 (FSOC) によってシステムリスク上重要であると指定された会社における業務とリスクプロファイルに対し、OCFI は現場監督および現場監視の双方を通じて理解を深めた。

さらに、OCFI は連邦準備制度とともに SIFI によって作成された生前遺言とよばれる破綻処理と再建プランの作成、承認、監視に関する規制を策定した。OCFI は指定された金融機関の細部にわたる破綻処理の計画と戦略策定に対し、責任を有することになった。

2010年には OCFI は上級幹部職を設置し、SIFI に対する破綻処理戦略を策定するとともに、SIFI の現行のリスク評価に関する手順、戦略、データの必要性などについての調査も開始した。その後、破綻処理計画の策定と実行についての OCFI の能力の開発には、大きな進歩があった。2011年7月、FDIC は SIFI の破綻処理権限を規定する秩序だった清算権限の実施に関する最終規則を承認した。2011年にはドッ

ドッド・フランク法第Ⅱ編の下でのSIFI破綻処理に関する枠組みを完成させるとともに、このような破綻処理実施に必要な対策を開始した。例えば、対象金融機関が準備を義務付けられる破綻処理計画（生前遺言）に関して2つの規則が採択された。第1の規則とはドッド・フランク法の要件を実施するもので、2011年11月に連邦準備制度理事会と合同で公表された。ドッド・フランク法は連結総資産500億ドル以上の銀行持ち株会社、あるいは金融安定監督評議会により連邦準備制度の監督対象と指定される機関、特定ノンバンク金融会社において重大な財務上の困難に見舞われた場合、破産法の下で迅速に秩序だった処理をあらかじめ策定し、保持し、定期的に当局に提出することを求めたものである。第2の規則は資産が500億ドル超のIDIが連邦預金保険法の下で、破綻処理に関する計画を提出するよう義務付けたものである。

OCFIは連邦準備制度と協調関係を維持しつつ、ドッド・フランク法の規則による生前遺言の提出内容が完全であり規則要件を遵守するための仕組みと指針を設けたのである。

3. システミックリスク上重要な金融機関に関するリスクモニタリング活動

ドッド・フランク法は最大規模で最も複合的な金融持ち株会社および連邦準備制度の監督対象として金融安定監督評議会（FSOC）から指定されたノンバンクのシステミックリスク上重要な大規模金融機関（SIFI）に対するFDICの監督とモニタリングの責任範囲を拡大した。2014年、FDICのCFI（複合金融機関プログラム）活動は、最大規模かつ複合的な銀行グループに対する継続的なリスクモニタリングと、IDIに対する2次的監督に加えて、特定のノン

バンク金融会社に対する継続的なリスクモニタリングが求められることになった。FDICはSIFIについてのリスクの測定および経営管理の実務に関する理解を深めるとともに、金融の安定性に対し懸念を引き起こす潜在的リスクを評価するため、他の連邦規制機関と密接に協力し、FDICの破綻処理計画策定担当者により各金融機関のリスクプロファイル、再建計画、早期警戒信号や破綻の引き金となるもの、および引き金となる事態が生じた際にとられるべき是正措置に関する情報を定期的に収集されている。

このリスクモニタリングはFDICの二次的監督活動により強化されたものである。FDI法第8条、第10条および連邦準備法第23A条、及び第23B条に概要が規定されているとおり、FDICは二次的監督機能の中で経営資源を拡充し、二次的監督活動を導くための方針・手順を作成、実施してきた。こうした活動には監督業務への他の規制機関との共同参画、業界の状況分析とその動向分析の実施、検査権限の行使、および必要があれば強制力を有する執行権限の行使が含まれている。FDICがPER（第一次連邦監督機関）ではない金融機関においては、他の規制機関と密接に連携し、大規模複合金融機関における新たに発生するリスクを明らかとするとともに、全体のリスクプロファイルを評価するものとされる。FDIC、FRB、OCCはそれぞれの責務を遂行する上での調整と協力に対するガイドラインを規定する覚書（MOU）に基づいて業務を行うことが求められるが、FDICはこの合意に基づき、システミックリスク上重要かつ地方に位置する大規模・複合銀行グループに対し、専門の職員を配属し、リスク発見能力を向上し、監督上の情報伝達を円滑化してい

る。

さらに、FDICはFRBの包括自己資本分析・点検プログラムと包括的流動性分析・点検プログラムにおける、検査および分析のための人員を毎年振り向けているほか、2014年には金融機関の破綻処理実現可能性に向けた計画策定と体制に関する能力評価のための取組みの一環として、FRBの再建および破綻処理勢の監督評価プログラムに参加している。

V. リスク変化への対応

ここで扱うリスクとは金融機関におけるリスク管理ではない。金融サービスを受ける消費者が金融機関から被るリスクを意味しており、規制当局はこれらのリスクについても管理することが求められている。

1. リスク管理

安全性および健全性における問題金融機関²⁾として指定された機関は2009年末時点で702の被保険金融機関（総資産4,028億ドル）であったのに対して、2014年12月末では651金融機関（総資産2,327億ドル）であった。これは問題金融機関の数で7.3%減、資産総額では42.2%減であった。劇的に問題金融機関の抱える総資産が減少していることが判るが、これら問題金融機関のほとんどは小規模金融機関であった。ただし、誤解してはいけないのは、2009年当時の問題金融機関702社が減少して2012年末に651社となったわけではない。例えば、2011年末813社が問題金融機関とされたが、このうち256社（総資産941億ドル）が問題金融機関のリストから外れ、問題無しに転じたが、新たに94社（総

図表3 問題金融機関数と総資産額の推移

	2009年	2010年	2011年	2012年
問題金融機関数(社)	702	884	813	651
総資産(億ドル)	4,028	3,900	3,194	2,327

〔出所〕 FDIC 年次報告書より作成

図表4 公式・略式の是正措置件数

	2009年	2010年	2011年	2012年
同意命令(件)	285	300	146	104
了解覚書(件)	425	424	297	224

(注) なお、2009年の同意命令件数は業務停止命令件数と一時的業務停止命令数の合計件数である。

〔出所〕 FDIC 年次報告書より作成

図表5 法令等遵守に関する不適当機関数と対応

	2009年	2010年	2011年	2012年
格付け4,5の社数と総資産	35社	54社	51社	29社
	NA	364億ドル	370億ドル	540億ドル
同意命令	18件	23件	38件	23件
了解覚書	50件	122件	111件	92件

〔出所〕 FDIC 年次報告書より作成

資産343億ドル)が問題金融機関のリストに加わったのである。

FDICは安全性と健全性の問題に対処するために、毎年、公式・略式の是正措置として同意命令と了解覚書(MOU)を発出している。金融危機時の2009年当時から2012年の間で比較するならば、同意命令で64%減少、了解覚書はほぼ半減しており、金融機関の安全性や健全性は着実に回復傾向にあることを確認することができる。

2. 法令等遵守検査

FDICは法律上義務付けられている法令等遵守検査を毎年実施しており、問題のある金融機関はCAMELS総合格付けが4ないし5に分類されている。例年、非加盟州法金融機関の約1%に相当する金融機関がこの格付けに分類されている。FDICは以下の図表5のように法令等遵守問題に対処するために同意命令や了解覚書を発出して対応している。

法令等遵守検査により対象となる金融機関は異なるが、その内容はほぼ同一のものであることが年報から読み取ることができる。FDICによる法令等遵守検査で浮かび上がった消費者保護についての最も重要な点は、第三者サービス提供者への適切な監視が銀行にできなかったことが挙げられている。その結果、不公正ないし詐欺的行為や慣行をはじめとする違反行為が見いだされ、消費者への賠償金や民事制裁金につながっているのである。違反行為には提供した新商品についての重大な情報開示を怠っていたこと、詐欺的な営業慣行を行っていたこと、商品のコストについて不当表示を行ったことなど多様な問題が含まれている。多くの事例において違反行為は、銀行がサービス提供者の行

動を十分な監視を継続せずに、第三者であるこれらの業者を通じて新商品市場に参入した結果であった。また、上記の同意命令の対象とされる金融機関から消費者への返還金は主として、金融機関による不公正ないし詐欺的な慣行に関係したもので、その多くが種々のクレジットカードプログラムに関係していることが明らかとなっている。

3. 流動性に関する規則制定

FDICは2013年10月、OCCとFRBともに流動性カバレッジ比率(LCR)を規制指標に導入するための規制機関間規則案を発出した。規則案はバーゼル銀行監督委員会の制定するLCRに整合した、定量的な流動性要件を実施することであった。この要件は大規模かつ国際的に活動する銀行グループとその連結子会社である預金取り扱い金融機関で100億ドル以上の連結総資産を有する場合に適用されるものである。規則案は銀行が流動性における不測の事態を支えるための流動資産の最低水準を保持することを義務付けるとともに、利害関係者や監督機関に銀行の貸借対照表上の流動性ポジションを示す標準的方法を規定している。提案ではバーゼル委員会の基準設定よりも早く、2017年1月までに対象会社が最低限のLCRを完全に達成するよう義務付けられた。

Ⅵ. ドッド・フラック法とボルカールール

1. ドッド・フラック法とボルカールール概説

ドッド・フラック法とは2010年7月21日に発

効した金融危機後の新たな秩序を目指した包括的な金融制度改革法の名称である。米国上院銀行委員会クリストファー・ドッド委員長と下院金融サービス委員会バニー・フランク委員長の下で作成されたことに起因している。本金融制度改革法は全16編で構成され、金融危機からの回復と同時に新たな規制による金融危機再発予防を目的としている。本法律において特に重要とされる点として、イ) 金融安定化評議会の設置、ロ) 事前のリスクの抑制と対策、ハ) デリバティブ市場改革、ニ) ヘッジファンド規制、ホ) 格付け機関規制、ヘ) 証券化商品に関する規制、ト) 投資家保護、が挙げられる。ボルカールールは金融制度改革法の中核に見られがちであるが、ドッド・フランク法を構成する規則の一部で、金融機関における事前のリスク抑制と対策に関する規制である。以下に簡単にこれらの概要を述べる。

イ) 金融安定化評議会の設置：米国におけるこれまでの縦割りの金融行政の弊害を排除することを目的に設置され、財務長官を議長として、FRB、OCC、FDICなど関係組織によって構成される。金融システム上重要とみられる金融持ち株会社やノンバンクなどを対象としている。

ロ) 事前のリスクの抑制と対策：金融システム上重要とみられる金融持ち株会社やノンバンクについて、厳格なプルーデンスを適用し、FDICによる秩序だった清算手続きを導入する。また、ボルカールールと言われる、銀行や銀行持ち株会社、および関連会社による自己トレーディングの禁止、ヘッジファンドおよびプライベートエクイティへの投資が定められている。

ハ) デリバティブ市場改革：店頭デリバティブの規制強化を進め、清算における集中化を図ることが求められている。

ニ) ヘッジファンドの投資顧問規制：1億ドル以上のヘッジファンドをSECに、それ以外は州当局に登録させる。さらに、システミックリスク評価の目的で情報提供を求める。

ホ) 格付け機関規制：格付け機関のガバナンス強化、格付けにかかる情報の開示、ビジネスモデルに関する利益相反問題などについて規制強化や改革が進められた。

ヘ) 証券化商品に関する規制：証券化を行う事業者に対して、組成した資産担保証券の信用リスクの5%を保有すること、証券化した担保資産に関する情報の開示を進めること、組成した証券の保証などについて新たに規定された。

ト) 投資家保護：FRBに消費者保護局を設置し、金融関連の事案における消費者を一元的に保護するとされた。

2. 金融安定化評議会 (FSOC)

金融安定化評議会は主として規制上の監督における隙間を埋めることを通じて、システミックリスクを監視し、軽減するためにドッド・フランク法によって2010年7月に創設された。FSOCはFDICを含め投票権のある10会員と投票権のない5会員で構成され、以下の事項について、監督責任を持つことになった。

イ) 金融の安定性に対するリスクを明らかにし、金融システムに新たに発生する脅威に対応し、市場規律を促進すること。

ロ) 特定のノンバンク金融会社が連邦準備制度理事会の監督を受けるべきか否か、

および厳格化された健全性基準に従うべきかどうかを指定すること。

- ハ) システミックリスク上重要な金融市場ユーティリティと支払・清算・決済業務を指定すること。
- ニ) 政策策定, 規則策定, 監督上の情報および報告要件についての規制上の連携と情報の共有を進めること。
- ホ) 金融安定年次報告書の作成と FSOC がシステミックリスクを軽減するための合理的な措置をとっていると考えerかどうかを示すこと, 投票権のある各会員に対する署名付き意見書の提出要求を行うこと。

上記以外の対応として, FSOC は2012年, ノンバンク金融会社で FRB による監督の対象となるもの, および改善された健全性基準に従うものを指定する最終規則を発出した。加えていくつかのノンバンク金融会社をシステミックリスク上重要な金融会社として指定する可能性に向けて見直しを段階的に進めた。また, FSOC は支払, 清算・決済機関の 8 社をシステミックリスク上重要な金融市場ユーティリティとして指定した。近年における FSOC の会合で取り上げられたテーマは, 金融危機対応は後退し, 米国財政問題, 金利リスク, 信用リスク, サイバーセキュリティ, ノンバンク金融会社の指定が議論されるなど, 同じ事案が継続して議論される傾向にある。

3. 事前のリスクの抑制と対策

- (1) ドッドフランク法第 I 編における破綻処理計画
 - (i) 金融持ち株会社およびノンバンク金融会社を対象とする場合

ドッドフランク法第 I 編では, 連結総資産 500 億ドル以上の各銀行持ち株会社と FSOC が決定した各ノンバンク金融会社は以下に示す事項に従うことが求められる。すなわち, FRB の監督下に入ること, 破綻処理計画 (生前遺言) を作成すること, FRB と FDIC に対してその計画を定期的に提出しなければならないことなどが規定されている。ドッドフランク法第 165 条 (d) では, それらの金融機関の破綻発生時に破産法の下での迅速かつ秩序だった破綻処理に備えるものであることを義務付けているからである。

さらに, 第 165 条 (d) 規則に加えて, FDIC は資産 500 億ドル超のすべての IDI が FDIC に対して破綻処理計画を提出することも義務付ける個別の規則を発出した (IDI 規則)。IDI の破綻処理計画によって管財人となる FDIC は連邦保険法の下で伝統的な破綻処理権限を用いて, IDI を破綻処理することが可能となり, その破綻処理は IDI の破綻から通常 1 営業日以内に預金者が付保預金にアクセスできるようにするとともに, IDI の処分資産から回収される正味現在価値を最大化し, 債権者のあらゆる実現損失を最小化する方法で行われるものである。第 165 条 (d) 規則は 2011 年 11 月 30 日に発効したもので, 対象金融機関の破綻処理計画に関する調整後の提出日は以下のように定められた。

- ・ 2012 年 7 月 1 日: 第一陣の金融機関
非銀行資本が 2,500 億ドル以上の対象金融機関
- ・ 2013 年 7 月 1 日: 第二陣の金融機関
非銀行資産が 1,000 億ドル以上の対象金融機関
- ・ 2013 年 12 月 31 日: 第三陣の金融機関
非銀行資産が 1,000 億ドル未満のすべての

対象金融機関

第一陣の金融機関11社は2012年7月に第165条(d)規則に基づく初回の破綻処理計画を提出した。FDICとFRBは破綻処理計画の点検に基づいて、代替的な破綻処理戦略を容認するため、および2013年破綻処理計画の提出に含まれるべき項目を明らかにするための指針を策定した。この指針には、FDICとFRBは迅速で秩序だった破綻処理を達成する上で第一陣の各金融機関が自らの計画の中で対処すべき当初の重要な障害事項を明らかにした。その計画には各社がそれぞれの障害事項を是正するか、さもなければ軽減するためにとってきた計画や手順が含まれている。両規制機関は破綻処理計画の2度目の提出を2013年10月1日に延期し、指針に従って破綻処理計画を策定するための時間的猶予を与えている。第一陣の各金融機関は果たして最終期限となる10月1日までに、2度目の破綻処理計画を提出した。また、第二陣の金融機関4社は2013年7月1日の提出日まで、そして、第三陣の金融機関116社と第三陣のIDI22社は2013年12月末までに初回の破綻処理計画を提出した。

2014年8月、FDICとFRBは第一陣の金融機関が提出した2013年10月の破綻処理計画の点検を終えた。2013年計画の点検によれば、FDIC理事会はこれらの計画の信頼性が乏しく、ドッド・フランク法第165条(d)が義務付ける米国破産法の下での秩序だった破綻処理を円滑に進めることはできないと判断した。この判断はFDICとFRBが合同で行ったものではないが、2013年破綻処理計画における各金融機関固有の不備を明らかにした。さらに、第一陣の金融機関がその破綻処理実現可能性の改善と2015年計画における改善点の反映に向けて対

応することで合意した。また、両規制機関は仮に、第一陣の金融機関が明らかになった不備に対処する計画を2015年7月以前に提出しなかった場合、ドッド・フランク法第165条(d)の権限を行使して、当該金融機関の破綻処理計画がドッド・フランク法の要件を満たしていないと判定する、という点でも合意したのだった。

そして、FDICとFRBの両規制機関は第一陣の金融機関各社に対して、連名のフィードバック書簡を発出したのであるが、同書簡において、各金融機関が提出した当初計画からは一定の改善があったと評価されているものの、各金融機関の計画に固有な問題点と2015年提出計画に対する規制機関の期待事項が詳述されたのである。

第一陣の金融機関全体にわたり計画上の問題点は異なるものの、規制機関は計画上の問題点に共通の特徴をいくつか特定した。その特徴は具体的には以下の点が含まれている。

- ・現実的な、もしくは十分な裏付けがないと規制機関が見なされる前提がある。

(たとえば、顧客のカウンターパーティー、投資家、中央清算機関、規制機関などに期待する行動は裏付けのない前提である。)

- ・不十分な金融機関内部での破綻処理への対応。

(秩序だった破綻処理の実現可能性を高めるために必要となる金融機関の組織や実務の変更、もしくは特定がなされていない。)

そこで、FDICとFRBの両機関は対象となる金融機関が2015年に提出する年次計画において、これまで明らかとなった問題点においてすべてに対応し、米国破産法の下での破綻処理実

現可能性の改善に向けた行動がとられていることを示すように要求した。

2014年7月、第一陣と第二陣の金融機関のうち2社が改定済破綻処理計画を提出し、FSOCにより指定されたノンバンク金融機関（第四陣金融機関とよばれる）3社が、初回の破綻処理計画を提出した。FRBとFDICは第二陣の金融機関2社について提出期限の延長請求を認め、この2社は2014年10月までに規制機関に計画を提出した。さらに、FDICとFRBは2014年7月と10月に第一陣および第二陣の金融機関から提出された処理計画について、2014年11月、破綻処理計画の点検完了を発表するとともに、両規制機関は2013年に提出された当初計画から内容に改善があつと評価している。

第三陣の金融機関については、2013年12月末までに116社が初回の破綻処理計画の提出を完了した。それらを点検したのち、2014年8月、FDICとFRBは第三陣の金融機関に対して、米国内の業務運営における相対的な規模と活動範囲に基づき、2度目の処理計画提出について以下の指針を提示し、2014年年末までに120社が計画を提出している。

- ・複合度の高い金融機関は、破綻処理の実現可能性に対する「障害」となりうる事項を考慮し、完備された破綻処理計画の提出を求める。ただし、「障害」には国際的な問題、金融市場ユーティリティの相互連結性、資金調達と流動性が含まれていた。
- ・米国内における業務運営の複合度が低い金融機関は、個別対応型破綻処理計画の提出を認めた。
- ・米国内での業務運営が限定的な金融機関は、当初提出計画に対する実質的な変更点と併せ、当初計画の有効性を高める活動に

焦点を当てることを求めた。

- ・2014年8月、FDICとFRBは第三陣の会社における2014年計画に対し、個別対応型破綻処理計画の書式を公開した。この書式は任意であるが、個別対応型破綻処理計画の円滑な作成を意図したものであり、会社の非銀行業務運営、及び、非銀行業務運営と銀行業務運営の間の相互連結性と相互依存性に焦点があてられた。

FRBとFDICによる規制・監督先の金融機関とのやり取りは一方的なものではない。相互の理解をはかるためのツールとして非公式な形でコミュニケーションが存在している。その取組みとして2014年8月に行った個別フィードバックのフォローアップとして、2015年7月1日提出の破綻処理計画における規制機関の期待事項について、各社とのコミュニケーションの改善を図る取組みが開始された。具体的には、2014年第4四半期、対象となる12社に対して、各社の2015年7月提出予定の第I編破綻処理計画の主要な部分についての草案提出の機会を作った。これらのうちで大半の金融機関が2014年12月末までに草案を規制機関に提出し、2月各社へのフィードバックが行われた。さらに、両機関は2015年2月25日に各社との合同会議を開催し、破綻処理計画に関する業界全体の問題について討議した。次いで、FDICとFRBは12社から提出された2015年計画について点検を実施したのである。

7月提出会社12社

バンク・オブ・アメリカ、バンク・オブ・ニューヨークメロン、パークレイズ、シティーグループ、クレディスイスグループ、ドイチェバンク、ゴールドマンサックスグループ、JPMorgan Chase、Morgan Stanley、ステ

イトストリート、UBS、ウェルズファーゴ

なお、FDICは2014年12月に2014年以前に提出されたIDI計画の点検に基づき、IDI規則により義務付けられた破綻処理計画に関する指針を発出した。同指針の下では対象金融機関は広範囲な現実的破綻処理戦略について、熟慮された議論と分析を示さなければならない。指針には各金融機関の計画書策定を支援するため、十分に練られた破綻処理戦略において考慮すべき諸要素と費用分析に関する指示、計画で用いられる前提条件についての説明、及び金融機関が対処すべき秩序だった破綻処理への費用の最小化の障害となる事項のリスト化に関する指示が含まれていた。この指針はIDI規則の対象金融機関36社および新たな閾値を満たすあらゆる金融機関に対して適用され、2015年の破綻処理計画提出から開始されるものであった。さらに、FDICは2015年9月1日までに提出された金融機関10社の破綻処理計画を点検し、2015年12月31日までに提出された残りの金融機関26社の破綻処理計画について点検した。

第2回目の破綻処理計画の提出については、2014年12月までに12月提出に該当する金融機関が提出を完了した。2015年7月、FDICとFRBはそれらの計画書の点検を終え、各社の米国業務活動の相対的な規模と範囲に基づいて、これらの119社に対する2015年の計画書の提出に向けた指針、説明、方向性を提示した。計画に対する要求は複合度に応じて段階的になっており、より複合度の低い企業に対しては、以下の通り簡素化された計画書を提出することで構わないとされた。

- ・複合度のより高い29社については完全版か、または両規制機関の指示した指針を反映した個別対応型破綻処理計画のいずれか

の提出を求める。

- ・米国での業務活動が限定的な90社については、2014年破綻処理計画から重要な変更点³⁾に焦点を当てた計画書の提出が認められた。

両規制機関は2015年7月に12月提出機関の個別対応型破綻処理計画の標準書式を例示し、2015年12月末までに12月提出の122社が提出を完了した。

次に、ノンバンク金融機関に対する対応として、2015年7月28日、FDICとFRBはアメリカ・インターナショナル・グループ(AIG)、ジェネラル・エレクトリック・キャピタル・コーポレーション(GECC)、プルデンシャルの各社に対して、当初の破綻処理計画書、および2015年末の提出書に関する指針について、各金融機関における独自の事業、組織、業務運営を考慮に入れたフィードバックを実施した。フィードバックでは各金融機関に共通する項目、国際的協調、相互連結性、十分な資金調達と流動性や破綻処理の障害に関するより詳細な情報と分析が含まれていた。さらに、破綻処理計画の中で現在の進捗状況や破綻処理の円滑化に向けた残された課題への取り組みについても記載が求められた。2015年12月、ノンバンク会社3社は年次破綻処理計画を提出した。

(ii) ストレステストの実施

2011年6月FDICは、他の連邦銀行規制機関とともに連結総資産100億ドル超の銀行グループによるストレステストの実施についての指針案を発出した。FDICは受領したパブリックコメントを検討した後、2012年10月にドッド・フランク法第165(i)条の要件を実施する最終規則を発出した。

金融危機後の米国金融規制および監督の取組み

この規則は銀行グループが将来を見据えて、自らのリスクを評価することを支援するもので、継続的なリスク管理慣行として効果的なストレステストの実施の策定を促すものであった。規則では連結後総資産100～500億ドルの金融機関について、年次ストレス要件の実施を2013年9月30日までに求めた。これは金融機関が質の高いストレステストの実施プログラムを開発するために十分な時間を確保できるように配慮したものであった。

2012年5月、FDICは他の連邦銀行規制機関と合同で声明を発出し、大規模銀行グループに適用されるストレステストの実施における期待事項は総資産100億ドル以下の金融機関には当てはまらないことを確認した。その代り、コミュニティ銀行は、金利リスク管理、商業用不動産投資への集中、および資金調達と流動性管理を対象とする既存の指針に含まれるストレステスト実施上の規定事項に従うことを規制機関は求めている。

2014年3月にFDICはドッド・フランク法第165条(i)(2)を実施するための上位原則の概要を示す最終指針を発出した。同条では連結資産100～500億ドルの金融会社に対するストレステストを義務付けることが明記されている。また、指針では、ドッド・フランク法によるストレステストの実務に関する監督上の期待事項が論じられており、対象機関が採用すべき方法について付加的な細目が提供されている。指針では、将来を見据えた金融機関のリスクを自身が評価することを支援するとともに、マクロ経済・金融上の帰結に当該機関が対処するためのさらなる備えとなる継続的なリスク管理慣行としてのストレステスト実施の重要性が強調されている。

(2) ドッド・フランク法第Ⅱ編における破綻処理戦略の作成

ドッド・フランク法第Ⅱ編では、特定のシステミックリスク上重要な銀行持ち株会社とその他の金融会社について、仮に、金融機関の破綻が米国の金融市場の安定性を損なう場合には、当該金融機関を破綻処理する権限がFDICに与えられている。2012年にFDICは国内金融会社各社の特徴を見直し、これまでの金融危機の際のシステミックリスク上の影響とその伝達経路を研究するとともに、破綻処理の主要な方策と選択肢について、外部の弁護士や専門家と協議した。この結果、FDICは広範な大規模金融機関のすべての領域に適用できる基本的な概念的的手法を作成したのである。

大規模複合金融会社の破綻処理のための望ましい手法は、破綻したあらゆる会社と同様に、当該会社に対し米国破産法の下での会社更生あるいは清算を申し立てることである。しかしながら、一定の環境の下では、破産法に基づく破綻処理は米国の金融安定性に深刻な悪影響をもたらす可能性がある。そのような場合、迅速な司法審査手続きとも相まって、ドッド・フランク法第Ⅱ編に規定された秩序だった清算の権限(OLA)が潜在的な代替手段として機能することが期待されている。

リーマンショックの前までは、FDICの管財業務上の権限はIDIに集中していた。システミックリスク上の重大な結果を避けるために銀行持ち株会社やIDIの子会社、あるいはその他あらゆるノンバンク金融会社をFDICの管財業務下に置く権限はいかなる規制機関にもなかった。OLAはその限界に対処するとともに破綻目前のBHCやその他のSIFIを秩序だった方法、すなわち、破綻した会社の株主や債権者、

経営陣に責任を負わせる一方、システミックリスクを軽減し、納税者への負担を回避し破綻処理できるようにするために必要な二次的な権限をFDICに与えた。

これにより、FDICはドッド・フランクリン法第II編の下での責務遂行に必要な、中核的規制を概ね完了したといえる。さらに、それらに加えてFDICは秩序だった清算の権限を遂行するために、シングル・ポイント・オブ・エントリー(SPOE)⁴⁾と呼ばれる戦略的手法を策定した。FDICは、これまで国内のその他政府機関、業界団体、学会、および国際金融規制機関とSPOEの概念について議論を積み重ねてきたのである。

Ⅶ. 結語

FDICの規制および監督はバーゼル規制に起因する部分と国内要因に起因する部分とに区分することができる。特に、金融危機以前はこれらの両者はある意味で独自のポリシーにしていた。しかし、金融危機が生じると、金融破綻を予防する意味でのバーゼル規制は後手に回り、米国内での規制、監督、そして金融再生の制度設計が優先することとなった。さらに、金融危機後の恒久的な施策においては、バーゼルⅢにおける予防的な措置とドッド・フランクリン法の規制する内容には同じ方向性を見ることができる。

金融危機以前の規制・監督活動

1999年11月、グラム・リーチ・ブライリー法が制定され、1933年銀行法、いわゆる銀行業と証券業を分離したグラス・スティーガル法が無効となり、銀行による証券業務が可能となった。

この結果、米国証券市場は、インターネットの拡大やエンロンに代表される新規産業の登場などと相まって、大きく拡大の時期を迎えた。2006年のヘッジファンドバブルがはじけた後にも、サブプライム・ローンと呼ばれる資産担保証券を利用した投資が拡大し、不動産を中心としたバブルに再び遭遇した時期が金融危機の前夜であった。

金融規制当局は、従来のフレームワークでの金融機関の規制では明らかに不十分であることを認識していた。その結果、バーゼル規制Ⅱが2007年より導入されることとなる。しかし、導入されたバーゼルⅡは2004年に合意された規則であって、2007年当時において、金融機関の抱えるリスクを適切に評価し、規制するものとして十分とは言えなかった。

一方、国内においては、金融リスクの原因として問題視されていたサブプライム・ハイブリッド型変動金利住宅ローンへの規制が検討され、導入された。ただし、サブプライム・ローンの監視の中心は消費者保護であって、ローンに基づく資産担保証券と金融機関との関係を規制するものではなかった。むしろ、2006年に署名された金融サービス規制緩和法に見られるように、従来の銀行業に証券ブローカーとしての機能を認める規制緩和が促進される状況にあったため、資産担保証券市場は大きく拡大していくこととなった。その結果、金融市場の拡大の一方で、金融機関への監視や規制という面では停滞した時期であったといえることができる。

危機後の規制・監督動向

金融危機を引き起こさない状況を作るための恒久的な施策として、バーゼルⅢの施行とドッド・フランクリン法の制定、ボルカールールの導入

が挙げられる。バーゼルⅢでは、金融機関およびノンバンク金融会社における倒産リスクを計数化し、必要とされる自己資本を常に確認するだけでなく、リスク基準の最低自己資本に加えて Tier 1 自己資本に特定されたバッファを加えて保持しない場合は、銀行グループの資本配分と特定の変動賞与と支払いに制限を設けるようにするなどペナルティーを導入した。資本バッファには①資本保全バッファ、②システム上の重要度に応じたバッファ、③カウンターシクリカルバッファの3つに区分されており、①の資本保全バッファは一律2.5%、②はシステム上の重要度に応じたバッファは1から3.5%上乗せ、そして③では、プロシクリカリティーの抑制が目的とされ0から2.5%上乗せとされている。

一方、ドッド・フランク法およびボルカールールは、金融安定化と金融機関の破綻処理、そして金融業務の規制が中心とされる。金融安定化のために金融安定化評議会が設置され縦割り行政の問題を解消する措置がとられ、同法第Ⅱ編では FDIC による金融会社の破綻処理が定められている。ボルカールールは IDI を対象として自己勘定取引の禁止やヘジファンド・プライベートエクイティーへの出資を禁止した。こうしたバーゼルⅢとドッド・フランク法・ボルカールールの導入により、金融危機の芽を摘むと同時に、仮に危機が生じた場合であっても、自らの Living will によって破綻処理を行うことが求められるようになったのである。

注

- 1) 本論文は、一般財団法人農村金融研究会（平成29年9月30日解散）主催の研究会による FDIC の年次報告の翻訳書ならびに『リーマンショックと預金保険公社』（報告書）の成果の一部を基礎としている。また、本研究にあ

たり文教大学言語文化研究所から研究助成を頂いた。関係各位に謝意を表したい。

- 2) CAMELS 総合格付けが4あるいは5の金融機関が該当する。
- 3) 変更点とはそれらの計画の効果を高めるためにとられた措置、および該当する機関の子会社であるすべての保険加入金融機関が、ノンバンク関連子会社の活動によってもたらされるリスクから適切に保護されていることをより確実にするための措置についてである。
- 4) グループの頂点にある持ち株会社だけを清算して、資産は承継会社に移転し、グループ内子会社は可能な限り生かし続ける破綻処理のこと。

参 考 文 献

- 澤井 豊・米井道代 [2013] 「ドッド＝フランク法による新たな破綻処理制度」、『預金保険研究』15号
- 杉原正之 [2010] 「米国における金融機関破綻処理の最近の動向について」、『預金保険研究』12号
- 原 和明 [2009] 「米国における銀行破綻処理」、『預金保険研究』10号
- 農村金融研究会 [2005] 『FDIC（米国預金保険公社）年次報告書』、農村金融研究会編
- 農村金融研究会 [2006] 『FDIC（米国預金保険公社）年次報告書』、農村金融研究会編
- 農村金融研究会 [2007] 『FDIC（米国預金保険公社）年次報告書』、農村金融研究会編
- 農村金融研究会 [2008] 『FDIC（米国預金保険公社）年次報告書』、農村金融研究会編
- 農村金融研究会 [2009] 『FDIC（米国預金保険公社）年次報告書』、農村金融研究会編
- 農村金融研究会 [2010] 『FDIC（米国預金保険公社）年次報告書』、農村金融研究会編
- 農村金融研究会 [2011] 『FDIC（米国預金保険公社）年次報告書』、農村金融研究会編
- 農村金融研究会 [2012] 『FDIC（米国預金保険公社）年次報告書』、農村金融研究会編
- 農村金融研究会 [2013] 『FDIC（米国預金保険公社）年次報告書』、農村金融研究会編

- 農村金融研究会 [2014] 『FDIC (米国預金保険公社) 年次報告書』, 農村金融研究会編
- 農村金融研究会 [2015] 『FDIC (米国預金保険公社) 年次報告書』, 農村金融研究会編
- 農村金融研究会 [2017] 『リーマンショックと預金保険公社』, 農村金融研究会編
- Alexander, Kern, [2009] “Bank Resolution Regimes: Balancing Prudential Regulation and Shareholder Rights,” *Journal of Corporate Law Studies*, Vol. 9, pp.61-93.
- Bennett, Rosalind L., [2001] “Failure Resolution and Asset Liquidation: Results of an International Survey of Deposit Insurers,” *FDIC Banking Review*, Vol.14, No. 1, pp. 1 -28.
- BOE, HM Treasury, and FSA, [2008a] Financial stability and depositor protection: strengthening the framework.
- BOE, HM Treasury, and FSA, [2008b] *Financial stability and depositor protection: further consultation*.
- BOE, HM Treasury, and FSA, [2008c] *Financial stability and depositor protection: special resolution regime*.
- Brierley, Peter, [2009] “The UK Special Resolution Regime for failing banks in an international context,” *Financial Stability PaPER*, No. 5, pp.1 -14.
- Cihák, Martin, and Erlend Nier, [2009] “The Need for Special Resolution Regimes for Financial Institutions—The Case of the European Union,” *IMF Working PaPER*, WP/09/200, pp. 1 -29.
- Curtis, Christopher T., [1990] “The Takings Clause and Regulatory Takeovers of Banks and Thrifts,” *Harvard Journal on Legislation*, Vol.27, pp.367-390.
- FSB (Financial Stability Board), [2011] *Key Attributes of Effective Resolution for Financial Institutions*.
- Hüpke, Eva H. G., [2000] *The Legal Aspects of Bank Insolvency: A Comparative Analysis of Western Europe, the United States, and Canada*, Kluwer.
- Hüpke, Eva H. G., [2004] “Learning Lessons and Implementing a New Approach—Bank Insolvency Resolution in Switzerland,” in David G. Mayes and Aarno Liuksila, eds., *Who Pays for Bank 125 Insolvency?* Palgrave, pp.242-271.
- Hüpke, Eva H. G., [2009] “Special Bank Resolution and Shareholders’ Rights: Balancing Competing Interest,” *Journal of Financial Regulation and Compliance*, Vol.17, No. 3, pp.277-301.
- Tomasic, Roman, [2009] “Shareholder Litigation and the Financial Crisis—the Northern Rock Shareholder Appeal—,” *Company Law Newsletter*, Issue 262, pp. 1 - 5.
- Zaring, David, [2010] “A Lack of Resolution,” *Emory Law Journal*, Vol.60, pp.97-157.

(文教大学経営学部経営学科准教授)